

令和4年度

福山市包括外部監査結果報告書

(要約版)

福山市包括外部監査人

公認会計士・弁護士 金 浦 東 祐

目 次

第1	令和4年度包括外部監査の概要	1
第2	テーマの選定理由	2
第3	監査の結果及び意見の要約	3
第4	監査の詳細	17
1	監査の対象部署	17
2	福山市の防災への取り組みに関する概要	17
3	浸水対策について	18
4	洪水ハザードマップについて	18
5	ため池対策について	18
6	備蓄について～避難所の避難者向け生活資材～	19
7	備蓄について～水防資器材～	19
8	業務継続計画について	19
9	避難行動要支援者の対策について	20
10	自主防災組織への助成制度について	20
11	小規模崩壊地復旧事業について	20
12	上下水道施設の耐震化について	20
13	福山市消防団について	21
第5	終わりに	22

- ・本文中、端数未満の金額は四捨五入している。
- ・端数処理の関係で、表の金額の集計結果と合計とは必ずしも一致しない。
- ・施設・団体の名称について、本文中、一部略称としている。

第1 令和4年度包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 監査の対象として選定したテーマ

(1) 監査対象

防災に関する事務の執行について

(2) 監査対象部署

危機管理防災課、福祉総務課、建設政策課、港湾河川課、農林整備課、上下水道計画課、警防課、その他選定した監査テーマに関する事務に関して、必要な事務の一部を担当していると包括外部監査人が判断する部課

(3) 監査対象期間

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

ただし、必要に応じて過年度及び令和4年度の一部についても対象とした。

(4) 監査実施期間

監査契約日（令和4年4月1日）から

報告書提出日（令和5年3月17日）まで

3 監査の着眼点

(1) 防災に関する事務は、法令等に準拠して行われているか。（合規性）

(2) 防災に関する事務は、経済的に行われているか。（経済性）

(3) 防災に関する事務は、効率的に行われているか。（効率性）

(4) 防災に関する事務は、効果的に行われているか。（有効性）

4 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者

包括外部監査人 公認会計士・弁護士 金浦 東祐

包括外部監査人は、福山市との間に地方自治法第252条の29に規定する利害関係を有していません。

包括外部監査人補助者 公認会計士 石原 広一

公認会計士 日下 真吾

公認会計士 渡邊 雅史

公認会計士 内田 祐輔

公認会計士 松井 智成

公認会計士 堀田 洋子

包括外部監査人補助者は、監査の対象とした特定の事件につき、いずれも利害関係を有しておりません。

第2 テーマの選定理由

我が国ではその地理的条件や気象的条件等から、豪雨や豪雪、地震や台風などの自然災害による甚大な被害が繰り返し発生してきた。現在は、災害情報伝達手段の発達や気象予報の向上、防災体制の整備などにより、自然災害による死者や行方不明者、財産の被害等は減少傾向にあるとはいえ、近時でも毎年、日本のどこかで災害により人命や財産が失われており、未だその被害は甚大と言わねばならない。地震については、東日本大震災の発生から間もなく12年経つが、現在は南海トラフ地震発生の切迫性が高いとされていることは既に周知のことである。また豪雨については、平成30年7月に西日本豪雨、令和元年8月に九州北部豪雨、令和2年7月に熊本豪雨等、毎年豪雨災害が記録されている。令和3年8月も西日本豪雨を上回る降水量が記録され、令和4年に至っては、東北地方・北陸地方で8月に豪雨災害が生じ、12月には記録的な豪雪災害が生じている状況である。自然災害の発生そのものは地球温暖化の影響等から増加傾向にあるとも言われている。

福山市についてみれば、南海トラフ地震による被害想定もさることながら、平成30年7月の西日本豪雨災害以降、毎年豪雨災害が心配されているのが実情である。西日本豪雨災害の際は、約2,000ヘクタールもの浸水被害が生じ、また山地やため池等が崩壊する等して幼い命が亡くなるという痛ましい出来事まで発生してしまった。この西日本豪雨以後、福山市では防災・減災に関する意識がより高まっている。

防災については個々人の意識が大切であることはもちろんであるが、市民の生命や財産の安全確保という面で行政が果たすべき役割が非常に重要であることは述べるまでもない。わが国の行政では災害対策が重要視されるようになって久しく、福山市としても防災・減災へ尽力されているが、その性質上、十分ということはない。西日本豪雨災害から数年が経過し、どのような教訓を得てどのような具体的対応がなされたか等について、その到達点を現時点で確認することは、今後の効率的・効果的な防災・減災活動にとっても重要であると考えて、本年度のテーマとして選定したものである。

第3 監査の結果及び意見の要約

1 はじめに

本報告書では、監査の過程で発見された事項について、違法または不適当な事項を「指摘」とし、違法または不適当とまでは言えないものの意見を付した事項を「意見」として記載する。なお最終的に、「指摘」は3件、「意見」は43件となった。

これらの具体的内容については、「第4 監査の詳細」にそれぞれ詳述しているが、以下本項において「指摘」と「意見」の要約を示す。

2 福山市の防災への取り組みに関する概要に関する監査の結果及び意見

(1) 「地下街等」の検討について【意見】

水防法に定められている「地下街等」について、十分な検討が行われていなかった。

地域防災計画に記載すべき「地下街等」の範囲をどのように設定するかについて、地域性や地下街等のリスク等を考慮して十分に検討した上で、その対象となる「地下街等」に該当する施設がある場合には、福山市地域防災計画にその名称等を記載し、「避難確保・浸水防止計画」の作成等の防災対策を進めていただきたい。また、その対象となる「地下街等」に該当する施設がない場合にも、検討過程や結果について福山市防災会議において審議を行い、議事録等に記録する必要があると考える。

(2) 福山市強靱化地域計画

① 市民や企業等との連携・協働について【意見】

「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン」には、地域計画検討の初期段階から市民等と十分連携・協働して計画づくりを進める必要がある旨の記載があるが、福山市強靱化地域計画の作成プロセスにおいては、パブリックコメントの募集をしている（意見0件）のみであり、市民等との連携が十分に取られていなかった。

国土強靱化は行政だけで取り組むべきものではなく、地域住民や企業等の主体的な参画のもと、自助・共助・公助を総動員して取り組んでいく必要がある。そのため、アンケート等の意見聴取にとどまることなく、計画検討の初期段階から十分な意見交換等を行い、行政が「公助」として実施できることの理解と、住民等に期待される役割を認識してもらう機会を設けて、計画の策定や見直しに取り組むことが望ましいと考える。

② KPI（重要業績指標）の数値化について【意見】

KPIとして記載されている指標について、目標が「整備推進」や「取組推進」等となっているなど、進捗度を定量的に把握することができない指標が一部に見受けられた。

可能な限り進捗度及び目標を数値化して示すことにより、強靱化の取組の進捗をより詳細に把握することができ、より効果的な計画の見直しが可能となる。福山市強靱化地域計画にも「できる限り進捗状況を評価する指標を設定し、施策の推進を図る。」と記載されているため、KPIの数値化について、さらに努めていただきたい。

③ 福山市防災会議条例について【意見】

福山市防災会議条例第2条第2号において、「水防法（昭和24年法律第193号）第32条第1項の規定により水防計画を調査審議すること。」と規定されているが、水防法を確認したところ、引用すべき条項は第33条第1項であった。条例について適正な条項が引用されていることを定期的に確認する必要がある。

④ 福山市防災会議の議事録の公開について【意見】

福山市防災会議の議事録や会議資料が福山市のホームページ等で公開されていなかった。福山市防災会議が「福山市地域防災計画」の実施の推進や市の防災に関する重要事項を審議する機関であるのであれば、その審議に関する資料や議事録等は市民に公開すべきと考える。

⑤ 県ホームページへのリンクの誤り【意見】

市のホームページのハザードマップを公開しているページにおいて、浸水想定区域を公開している「洪水ポータルひろしま（広島県河川課）」へリンクが張られているが、URLが誤っており、実際は「土砂災害ポータルひろしま（広島県砂防課）」へリンクが張られていた。修正をお願いしたい。

3 浸水対策に関する監査の結果及び意見

(1) 排水機場・ポンプ場の管理状況

① 排水機場・ポンプ場の維持管理業務委託契約に係る予定価格の設定について【意見】

農林整備課と水づくり課とで予定価格の計算方法に違いがあり、改善の余地があると思われる。

具体的には、予定価格に占めるポンプ運転手当の単価について、公共工事設計労務単価の基準額をベースとしていることは共通なのだが、昼間単価と夜間単価の適用時間帯及び夜間単価の計算方法について違いがある。

施設の設置目的について、農林整備課所管の施設は農業用と雨水用とを兼ねているが、水づくり課所管の施設は雨水用のみであるという違いがあるため、維持管理業務委託の予定価格の計算方法を一律にする必要はないが、統一が可能な項目については関係部局間で協議のうえ統一されることが望ましい。

② 農林整備課が所管する排水機場の維持管理業務委託の委託先について【意見】

農林整備課所管の施設の維持管理業務は、地元の農業者により組織された福山市土地改良区へ継続して委託されている。

農林整備課所管の施設は、農地の冠水等による農作物への被害を防止するために設置された施設なのであるが、福山市内は農地と住宅地の混在が進行しており、農業用の排水機場の受益地へも多くの住宅地が含まれているため、雨水排水用ポンプとしての役割も担うこととなっている。実際に運転操作の報告書を閲覧したが、早朝であれ深夜であれ、大雨になれば操作員が排水機場に駆け付け、また雨が続けば長時間にわたる作業がなされていることも確認できた。

市街化の進行に伴い、施設の役割として雨水排水に対する比重が大きくなってきている状況では、当初目的が農業用途であることから福山市土地改良区への委託を継続するというのではなく、状況の変化に応じて柔軟に委託先を検討していくことが望ましい。施設の役割は考慮すべきではあるが、それを固定的に捉えてそれに引きずられて管理主体を限定するのではなく、施設の管理主体の変更も含め、将来的に委託先の選択肢を増やすことについて検討がなされることが期待される。

③ 排水機場・ポンプ場における操作員の安全対策について【意見】

排水機場・ポンプ場では、除塵機に関する作業等、非常に危険を伴う作業があり、福山市は安全帯等の使用を推奨している。操作員が安全に作業できることが重要であるが、現地視察を行った第一佐波排水機場（福山市土地改良区所管）では、ヘルメット、ライフジャケット及び安全帯等の装備品が配備されていなかった。

操作員である福山市土地改良区の方々によると、大雨の際は緊急を要するためそれら装備品を付けている時間もないケースがあるとのことであった。しかし、危険と隣り合わせで作業されている操作員の方々が命を落とすことがあってはならない。福山市土地改良区所管の施設においても、福山市所管の施設と同様の安全対策がなされることが望ましい。

(2) 止水板設置補助金交付制度

福山市止水板設置補助金交付要綱における止水板の譲渡に係る規定について【意見】

止水板設置補助金の交付を受けて止水板を設置した者は、当該止水板を設置した建築物又は建築物の存する土地を第三者に譲渡する場合に限り、当該止水板の譲渡が認められている。つまり、止水板設置補助金の交付を受けて設置した止水板を単体で譲渡することは認められていない。

この点、止水板設置補助金の根拠である「福山市止水板設置補助金交付要綱」を確認したところ、止水板を譲渡できる場合について条件が付されていなかった。

福山市として、止水板設置補助金の交付を受けて設置された止水板について、単体での譲渡を認めていないのであれば、福山市止水板設置補助金交付要綱についても実態と合うよう規定し、解釈の余地を残さないようにすることが望ましい。

(3) 個別工事の検証

① 特殊な機器費の設計金額について【意見】

ポンプ場のポンプ増設工事において、入札予定価格の機器費が落札者の機器費の約1.5倍と大きく上回っていた。予定価格はポンプ製造業者数社による見積価格の平均とされていた。長期的な更新計画の下で実施され、多額な機器を製造できる業者が少ない工事において、製造業者による見積価格だけでなく、物価調査機関から提供された実勢価格の情報等を踏まえた予定価格を設定することも検討するべきではないかと考えた。

② 一連の工事の業者制限について【意見】

ポンプ設備工事の共同企業体の構成員と、同じポンプ場のプラント電気設備工事の

業者が共通していた。長期的な更新計画の下で実施され、入札業者が少ない排水機関連の一連の工事において、同一業者の参入を制限することで、より多くの工事業者が実績を積むことを推進し、地元工事業者の健全な育成や長期的な調達先の確保につながるのではないかと考えた。

③ 最低制限価格制度の合理性について【意見】

とび・土工・コンクリート工事の入札において、最低制限価格未満として失格となる業者が多数発生していた。最低制限価格の許容範囲が狭く設定されているため、金額が低い工事において、わずかな価格差により業者が決定されていることから、許容範囲内で札入れした業者内でなんらかの基準で業者を選択する方式もありうるのではないかと考えた。落札可否が電子計算機の操作に左右される結果ではなく、福山市内の建設業者の受注意欲、工事实績の積み重ねなどの長期に渡る努力が前向きに評価される結果となるような入札方法を期待したい。

④ 特殊工法の下請工事について【意見】

同年度発注の任意の工事4件において、全体工事費の3～4割を占める特殊工法となる地盤改良工事の下請業者が、全国で複数社あるにも関わらず、結果としてすべてが県外の同一業者となっていた。特殊工法を採用する場合には、調査、問合せ、情報の蓄積等により、工事が経済的、効果的、効率的に実施されることに加え、入札が適正に競争を促進する観点も踏まえて設定されるよう、引き続き努めて頂きたい。

⑤ 工事単位の考え方について【意見】

同一の用水路から流れてくる水について水位調整が必要な、距離が比較的近い複数の同種工事を一括して発注し、一般競争入札により業者決定した工事があった一方で、同一流域内ながら、水位調整を必要とせず、距離が若干離れていた複数の同種工事は、個別の相見積もりによる随意契約により、結果としてすべて同一業者に発注されていた。今回の結果も踏まえ、特に地域内を集中的に工事するような場合には、まとめて発注するのか個別に発注するのかについて、効果的・効率的な工事実施の観点から、工事単位を柔軟に設定することに引き続き努めて頂きたい。

4 洪水ハザードマップに関する監査の結果及び意見

(1) 早期立ち退き避難が必要な区域の設定と表示について【意見】

洪水ハザードマップ作成時において「早期の立退き避難が必要な区域」の設定がされていないなかった。

「水害ハザードマップ作成の手引き（以下「水害HM手引き」という。）」の平成28年4月改定により、水害時に屋内安全確保（垂直避難）では命を守りきれない区域が存在するため、市において「早期の立退き避難が必要な区域」を設定することが求められている。福山市においては、水害HM手引きで、「早期の立退き避難が必要な区域」の例示として「家屋倒壊等浸水想定区域」及び「浸水深が深い区域」が示されており、こうした箇所を「早期の立退き避難が必要な区域」として設定していないが、これらを洪水ハザードマップ上

で表示することで、水害HM手引きの求めている事項を満たしているとの理解であった。

しかし、本改定の趣旨は、推奨避難行動に直結した利用者目線に立った水害ハザードマップを作成することであり、「早期の立退き避難が必要な区域」を洪水ハザードマップに明記すること自体に大きな意味があると考え。また、地域により発生する水害の要因やタイミング、頻度、組み合わせは様々に異なることから、市において事前に「地域における水害特性及び社会特性」を十分に分析し、想定される水害とその影響等を分析したうえで、福山市独自の「早期の立退き避難が必要な区域」を設定する必要があると考え。

(2) ハザードマップにおける複数災害の表示について【意見】

洪水ハザードマップには、土砂災害に関する情報が併記されているが、洪水ハザードマップとして重要な「家屋倒壊等氾濫想定区域」や「高台等避難適地」が「その他の凡例」として記載されていた。洪水ハザードマップとして作成するのであれば、より洪水に関する情報を強調すべきであると考え。

また、洪水時には避難場所として適さない施設についても避難場所として記載されていた。複数の災害の情報を重ね表示することは、同時に発生するおそれのある災害の情報を1つのマップに示すことで、より現実的な避難計画の検討に役立つことや、複数の災害に対して、安全な避難場所等などを一瞥できるというメリットがあるが、その趣旨であれば、洪水と土砂災害の両方の避難場所として適している施設のみを記載すべきと考える。

複数の災害の情報を重ね表示する場合は情報量が多くなり、かえって複雑になる恐れがあるため、より利用者目線に立った表示方法について再度検討していただきたい。

(3) ハザードマップの縮尺について【意見】

水害HM手引きには、「住民等が避難計画等を検討するため、各々の住宅や避難場所等、避難経路等が判別できるよう、1/10,000～1/15,000程度より大きな縮尺とする必要がある。」と記載されているが、福山市洪水ハザードマップの縮尺は1/35,000となっていた。また、市のホームページ上で当ハザードマップを分割拡大したものが公開されているものの、避難に必要な情報としては判読しにくいものとなっており、避難場所等までの移動距離等を把握するための距離スケールも記載されていなかった。

避難情報としてより効果的なハザードマップが作成されるよう、縮尺や地図の分割方法について検討していただきたい。なお、福山市が現在作成中のハザードマップには、すでに当意見を取り入れ改善されているとのことである。

5 ため池対策に関する監査の結果及び意見

(1) ため池改修工事の設計における経済性等の検討について【意見】

市単独事業のため池改修工事の設計に際して、ため池の上流法面の保護工法として、張ブロック工法が採用されているが、その他の工法と比較検討されている資料が保存されていなかった。

平成25年に実施された会計検査院の検査結果によると、法面保護工法について、現地の状況等を考慮し、経済比較を行った上で工法を選定することにより、経済的な設計を行う

よう改善の処置が講じられていた。これは、農林水産省作成の「土地改良事業設計指針「ため池整備」」の「設計の基本的事項」として、ため池改修の設計において、「施工が容易で、かつ、経済的であること。」等の基本的要件を考慮することが求められているが、事業主体において複数の工法による経済比較が行われていなかった、というものである。市単独事業のため池改修工事について同様の検討を行ったところ、複数の工法による経済比較が行われたことを確認できる資料が保存されていなかった。

工事方法の採用について、担当課では、これまでのため池改修工事の経験から概ねの金額を把握し、維持管理面での要望や構造上の安全性、現場条件等を踏まえて総合的に判断されているとのことであったが、これらの検討過程及び結果を記録及び保存しておくことが望ましいと考える。

(2) ため池の埋立て工事（ため池廃止工事）について【意見】

ため池の埋立て工事の場合には、跡地の利用や埋立ての実施に要する費用の妥当性について、十分に検討することが基本指針に定められているが、これらの検討過程が保存されていなかった。

福山市では、埋め立て後の跡地利用について「公共の用に供すること」が条件となっているとのことであるが、この条件の検討についても、記録し保存することが必要である。今後、ため池の防災対策が進むと、数多くのため池廃止工事の跡地について、権利関係や維持管理等の問題が生じることも想定される。そのため、検討過程等を記録し、情報共有と事後的に検証ができるような書類の整備が必要であると考えます。

また、基本指針には、ため池廃止工事について、関係者との調整、統廃合や代替水源の確保の検討、環境への配慮など多くの検討すべき事項が示されている。そのため、チェックリストの作成など、これらの事項について網羅的に検討が実施できる体制の整備も必要である。

さらに、現在福山市には、ため池の廃止工事について大まかな方針はあるものの明文文化された規程等がないため、これらの検討事項を踏まえ、福山市としての方針を示したマニュアル等を作成することを検討していただきたい。

(3) ため池の健全度の調査の遂行【意見】

現状、ため池の健全度の調査が完了していない。全ての防災重点ため池についてため池ハザードマップが作成されているとはいえ、健全度の調査が終了していない状況下では、不安が残ると言わざるを得ない。ため池の劣化状況評価及び豪雨耐性評価は県が行うものとされており、広島県では令和3年度から令和5年度の3年間で、農業利用している全ての防災重点農業用ため池の劣化状況評価及び豪雨耐性評価を行うこととしており、また福山市も広島県に対して期間内で着実に実施されるよう要望しているが、それらが可能な限り速やかに実施され完了するよう市としてさらに働きかけるなどして、市として推進していくべきである。

6 備蓄（避難所の避難者向け生活資材）に関する監査の結果及び意見

(1) 市の備蓄計画の見直し方法について【指摘】

広島県は他県の状況や直近の災害事例を踏まえて備蓄方針を随時見直しているが、福山市はそれらの県の知見を有効に活用できていない。福山市は現在も、平成 27 年に作成され、仮定計算や根拠が不十分な備蓄計画に基づいて、効率性に疑問な購入を続けている。また、計画自体が、金額に置き直した上で予算執行可能なものとなっておらず、机上の数量計算によっているため、単年度の予算制約の中で計画通りの購入を続けるものや、計画を大幅に下回って購入するもの、あるいはその時々々の要請に応じて購入したり購入を見送ったりするもの等が混在する購入が続いている。

福山市は現在、令和 4 年 3 月の県の方針改訂を受け、市の備蓄計画を改訂中だが、今後は県のように定期的な実施期間を設けるとともに、実施期間内であっても、県の方針改訂や実態に整合しない事象があった場合には市の備蓄計画を見直す体制を整備すべきである。さらに、いずれも長期的に購入する備蓄品目であり、市の財政負担は単年度のみでなく複数年度に影響することから、市の備蓄計画を改訂しないまま購入品目や数量を変更するのではなく、備蓄品目の考え方や数量の根拠等を市の備蓄計画に記載し、都度見直しが可能な情報として繰り返し越していく必要がある。

(2) 市の備蓄計画の内容について【意見】

備蓄品目の考え方、備蓄数の計算方法、県による備蓄を想定するかどうか、家屋からの生活資材の持ち出しや家屋等のトイレ使用を想定するかどうかなど、県の方針と市の備蓄計画で相違が見られた。市の計画内容に合理性がありその根拠の記載があれば、県の方針と相違すること自体に問題はないとも考えられるが、市の備蓄計画には根拠が十分でない点が見受けられるため、いまいちど考え方を整理し、財政負担を考慮した上で、合理的で実施可能な計画改定がなされる必要がある。

(3) 備蓄品の購入方法について【意見】

仕様書の参考品として記載されている業者から数年に渡って購入している例、大量の備蓄品購入が入札業者 1 社で落札された例、一般に市販されている消耗品が市の要求する仕様を満たさないとして選定されなかった例があり、入札時・発注時の条件を緩和することで当該状況を改善する余地があるように見受けられた。一定の品質を確保することも大事だが、災害がなければ寄付や廃棄されることになる大量の消耗品について、他市事例や被災事例を参考に、仕様や納期等の購入条件を都度見直し、より柔軟に設定することにより、効果的・効率的な購入を進めることを検討されたい。

(4) 飲料水の備蓄について【意見】

災害備蓄用アルミボトル水 2 万本と水道水 PR 用ペットボトル水 1 万本の備蓄と配布を続けているが、福山市の備蓄計画に飲料水に関する記載はなく、その本数は市制 90 周年記念の平成 18 年製造開始当時の本数を踏襲したものであり、根拠は不明である。またペットボトル水について、当時と比較すると水道水をそのまま飲む場面は減少しているように見える一方で、環境負荷への配慮の必要性が高まっており、水道水ペットボトルに

係る PR の効果と環境負荷を含む費用が見合わなくなっている印象がある。アルミボトル水の本数は災害備蓄用として妥当か、ペットボトル水の製造は今後必要か等について再度検討し、市の備蓄計画に記載する必要があるものとする。

(5) 給水用資機材の備蓄について【意見】

令和 4 年度に広島県の備蓄方針が改訂され、飲料水の備蓄に加えて応急給水用の資機材の備蓄に努めることが明記されたが、福山市は従来から給水用資機材に関する長期的な整備計画を作成しておらず、中国四国地方の中核市における給水車の保有台数を指標に整備を進めており、現状の給水車の保有台数をはじめとした資機材の保有数が十分かどうか疑問である。各県の被害想定報告から近隣市の上水道断水人口（被災直後）を比較すると、被災直後の福山市の断水人口は人口に比して多く想定されていることを考慮すると、近隣中核市の配備状況を指標にするのではなく、福山市の状況や災害時の事例収集に基づいたあるべき保有台数を算出し、他市からの応援協定の状況や財政負担を踏まえた適切な給水用資機材の整備計画を作成し、計画的な整備を進めるべきと考える。

7 備蓄（水防資器材）に関する監査の結果及び意見

水防倉庫の耐震化等について【意見】

築年数が相当程度経過しており耐震化に対応できていない水防倉庫が存在している。確かに、水防倉庫は資器材の保管が目的であり、仮にそれが倒壊したとしても災害発生時に資器材の取り出しができれば一義的には問題ないのであるが、必要に応じて耐震化や移設、または建替え等について検討を実施することが望ましい。

8 業務継続計画に関する監査の結果及び意見

(1) 業務継続計画の見直しについて【意見】

福山市業務継続計画は、平成28年8月に策定されてから一度も見直しが行われていない。定期的な見直しと、地域防災計画等関連する計画等に修正があった場合には適宜見直しを行っていただきたい。

また、福山市地域防災計画、災害対応マニュアル等、防災に関する多くの計画が策定されており、それぞれの計画の更新にかかる事務負担が大きい場合には、地域防災計画に業務継続計画の骨子を記載するとともに、詳細の手順等を災害対応マニュアルに記載する方法等も「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（以下「業務継続の手引き」という。）」（内閣府）に示されている。防災にかかる計画やマニュアルの数は、防災対策の強化とともに増加しているが、計画の策定自体が目的化しないように、より効率的に運用することを検討していただきたい。

さらに、業務継続計画を改定する際には、発災時に必要な資源（職員、庁舎、電力、通信、情報システム等）を把握し、必要資源の確保状況を分析し、必要資源が不足していると考えられる場合には、その具体的な対策を検討し、対策の目標時期の設定まで行っていただきたい。

(2) 非常時優先業務の整理について【意見】

非常時優先業務の整理手順について確認したところ、全庁的に非常時継続業務の抽出及び開始・再開時期の検討の依頼をかけ、各課にて決定されており、取りまとめを担当する部署において妥当性の確認や調整が行われていなかった。

非常時優先業務の整理は、業務継続計画において、発災時に必要な資源を決定し、現在の確保状況を確認し、課題を明確化するための重要なプロセスであり、部門を越えた優先順位等の合意形成が必要となるため、取りまとめを担当する部署において、検討及び調整作業を実施する必要がある。

また、福山市業務継続計画では「発災当日」が最短の業務開始目標時間であるが、業務継続の手引きでは、「3時間以内」、「1日以内」と区分されている。より優先度の高い業務を明確にするためにも、同様の区分を設けることが望ましいと考える。

9 避難行動要支援者の対策に関する監査の結果及び意見

(1) 避難支援制度の未登録者に対する情報更新について【意見】

避難支援制度の未登録者は、支援不要と回答した者、及び登録意思が未確認の者から成る。支援不要者は、制度対象となった当初の回答以降も、継続的な意思確認と情報更新が必要と考えられるが、令和元年度に制度対象者全員を対象とした全数調査を実施したものの、定期的な登録調査を実施するルールになっていない。要支援者の状況は随時変化することが想定されるため、一定の年数を定めて全員調査する、もしくはローテーション計画により新規対象者とは別に何らかの区分ごとに段階的な調査を行うといったルールを検討する必要がある。意思未確認の者については、未確認の理由ごとに対応を検討する必要があるが、当該調査を民生委員に任せきりにするのではなく、個別避難計画の作成に関係する者が連携した対応検討ができるような仕組みづくりや、市から対応状況をフォローし改善指導する体制が必要と考える。

(2) 避難支援連絡会議と地域との意見交換会について【意見】

要支援者の避難支援対策について庁内関係課が協議する「避難行動要支援者 避難支援連絡会議」が設置されているが、平成29年7月以降は開催されていない。また「平成30年7月豪雨の検証結果」において要支援者の避難支援対策に関する課題への対応策とされた「地域との意見交換会」は、令和元年5月に大々的に各ブロック別に実施されて以降は「市からの説明会」に変更され、地域が求める“市からの積極的な関与”、“地域と市の意見交換の場”、“地域と市が連携して円滑に活動できるような環境づくり”から遠のいている印象である。要支援者の避難支援対策は、市からの説明や市への要望待ちで解決が進むものではなく、地域と市の意見交換の場を設定し、挙げられた声を庁内関係課で検討し、具体的な施策を提唱して支援していくという双方向の取り組みが求められる。福山市には、対策が進んでいる学区、進んでいない学区を特定する情報があるため、当該情報を活用して両者をつなぎ、「避難行動要支援者 避難支援連絡会議」や「地域との意見交換会」を駆使しながら具体的な支援策を協議し、自助・共助が推進されるような仕組みに向けて、市が主体的に関与することが必要と考える。

(3) 避難支援団体への情報提供方法について【意見】

要支援者に関する名簿はいくつかあるが、いずれも避難所における安否確認、制度登録者の把握、新規の制度対象者の通知といった市による使用を前提としたリストであり、制度対象者の支援要否や個別避難計画の有無の情報がなく、避難支援団体等による被災時の避難支援フォローや個別避難計画の計画的な作成に資するようないリストになっていない。名簿情報の提供方法について、各地域団体の情報管理方法、困りごとを聞きながら、工夫・改善していくことが望まれる。

10 自主防災組織への助成制度に関する監査の結果及び意見

(1) 福山市水防資器材貸与要綱の運用について【指摘】

当要綱第5条に、貸与を受けた自主防災組織は、防災資器材を使用後及び2年に1回、防災資器材使用報告書(様式2)を市に提出し保管状況を報告する規定があるが、保存されている関係書類を確認したところ、防災資器材の使用後に防災資器材使用報告書を提出する運用は行われていなかった。

また、同要綱第4条には、原則として別表1に定められている数量が貸与数量の限度とされているが、この限度を超える貸与が確認された。同条には但し書きで、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない旨の規定があるが、理由等の記載は残されていなかった。

市から自主防災組織へ貸与されている防災資器材は市の財産である。そのため、市は、防災資器材を貸与している自主防災組織に水防資器材貸与要綱を順守させ、貸与している防災資器材を適切に管理する必要がある。

(2) 同要綱の規定について【意見】

当要綱には、防災資器材使用報告書は貸与後2年に1回提出となっているが、貸与とされている以上、市の財産であり、毎年報告を受けるべきである。また、同じ自主防災組織への貸与である非常用発電機貸与事業については、1年に1回の報告を受ける契約となっており、同様の管理方法を採用することが望ましいと考える。さらに、保管状況の確認のため現地調査を実施することができる旨の規定を要綱に盛り込むことが望ましいと考える。ただし、土のう袋など一度使用すれば再利用が難しい消耗品も防災資器材として貸与されており、貸与とするか補助金の形をとるかについては検討の余地があると考えます。

自主防災組織への支援について、総合的に検討を行っていただき、より効果的で効率的な規定の整備をお願いしたい。

(3) 参照条項の修正について【意見】

当要綱第2条において、「自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項に定める組織をいう。）」と規定されているが、同法第5条2項には自主防災組織の充実を図る旨の規定があるものの、自主防災組織の定義について定められているのは同法第2条の第2項である。より適切な条項を参照するように修正をお願いしたい。

(4) 文言の統一について【意見】

当要綱の名称は、「福山市水防資器材貸与要綱」であるが、規定や各申請書には「防災資器材」との文言が使用されていた。少なくとも当要綱の規定や様式の文言は統一すべきである。

1 1 小規模崩壊地復旧事業に関する監査の結果及び意見

(1) 事業費の限度額について【指摘】

福山市小規模崩壊地復旧事業実施要綱第3条において「1箇所当たりの事業費に限度額を設け、当該限度額は2,500千円とする。」とされている。この限度額2,500千円について担当課に確認したところ、「1箇所当たりの突出した事業費を防止するために限度額を設けており、この限度額2,500千円は、当該年度に実施される1事業に対する事業費の限度額であり、全体事業費に対するの限度額の設定ではない。」とのことであった。

同第6条第4項では「事業実施において、事業費が限度額を超える場合は、限度額を超える事業費の全額を受益者が負担するものとする。」とされているが、全体事業費が2,500千円を超える事業については、各事業とも1年度の事業費を2,500千円以下として複数年度にわたって実施されており、限度額(2,500千円)を超える事業費の全額を受益者が負担したものは見当たらない。過去5年間の実績を見ると、92案件中51案件が複数年度にわたって行なわれている。また、事業費集計額が1千万円を超えているものは6案件であり、いずれの事業期間も5年度にわたっている。半数以上の案件において同一箇所の工事が複数年度にわたって実施されており、その理由としては1年度の事業費限度額が2,500千円以下とされているために、復旧に必要な全体事業費が2,500千円を超える場合には複数年度に分割して事業が実施されていることが考えられる。また、平成28年6月災害や平成30年7月豪雨被害のような多くの被災箇所における早期復旧の必要性に対応するためにも、事業費限度額の引上げが検討されるべきである。加えて、同一工種の工事であれば、年度ごとに区切って施工するよりも一度に施工するほうが工事原価の低減についても期待できるものとする。

また、仮に、1年度の事業費を2,500千円以下として複数年度にわたる工事を行なうことによって、小規模とは言えない崩壊地の復旧工事が小規模崩壊地復旧事業の名の下に実施されることとなれば、公費支出の公平性にも影響を及ぼしかねない。こういった観点からも事業費限度額の意義や設定根拠について整理する必要があると考える。

(2) 市税完納要件について【意見】

現在、小規模崩壊地復旧事業の補助事業採択要件には、市税完納要件が含まれていない。一方、近年の新型コロナウイルス感染症対策としての様々な支援金等では、申請に当たって市税完納証明書の提出が義務付けられているものがあり、それらの支援制度においては市税の完納が支給要件となっている。

小規模崩壊地復旧事業も、被災した林地等を復旧させる事業とは言え、私有財産を対象とした復旧事業であり、その所有者は公費によって自身の財産を回復することができるという便益を受ける。このような観点からすると、コロナ対策支援金等と同様に、小規模崩壊地復旧事業においても採択要件の中に市税完納要件を加えることを検討する余地が

あるものとする。

ただし、被災の程度が大きく、安全確保の観点から早期の復旧が求められる場合等では、市税の納付状況にかかわらず復旧事業の実施が優先されることも考えられる。そのため、柔軟性を持たせた要件設定の検討も必要と思われる。

1.2 上下水道施設の耐震化に関する監査の結果及び意見

(1) 地球温暖化対策への取組の必要性【意見】

災害の発生を未然に防ぐことにつながる温室効果ガスの削減を図る地球温暖化対策への取組は、始まったばかりであり、また 2050 年まで、もしくはさらにその先までの長いスパンでの取組である。今後、新たな目標の設定や取組の追加が必要となるであろう。また温室効果ガスの削減に有効な新技術が開発され、省エネルギー設備の導入や温室効果ガスの排出を抑制する設備の導入などにより追加のコスト負担が発生する可能性がある。しかし、もはや待たずして取り組まなくてはならない課題である。追加のコストも将来の収支計画に適切に織り込みつつ、着実な地球温暖化対策への取組が必要である。

(2) 市民への周知徹底【意見】

福山市では、令和 4 年 3 月に改定した「福山市上下水道事業中長期ビジョン（経営戦略）」において、「広報広聴活動の推進」を施策の一つに掲げている。これまでも「広報ふくやま」やホームページでのお知らせ、上下水道事業に関する各種パンフレットの配布、小学校への訪問授業、出前講座などを通じて、PR 活動に取り組んでいる。近年では SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及を受け、広く上下水道事業の価値を発信することはもとより、広報の対象者（ターゲット）ごとに、対象者に見合った内容や手段によって、より効果的な広報広聴活動に取り組むことにしている。

ここでは上下水道事業の広報広聴活動の取組を紹介したが、全庁的に連携して、福山市の防災体制や自然災害対策について、市民への周知徹底をさらに図ることが必要である。

1.3 福山市消防団に関する監査の結果及び意見

(1) 消防団員の出勤実績の把握【意見】

令和 3 年度までの消防団員の出勤実績については、分団長等から消防団員出勤報告書により毎月報告を受け紙ベースでの保管としていたが、個人別の消防団員の出勤実績を整理できていなかった。令和 4 年 4 月からは、消防団員や消防職員の事務負担の軽減を図ることを目的として、スマートフォンアプリによる報告としているが、包括外部監査の意見を受けるまでは、個々の出勤実績等を整理できておらず、出勤実績について集計を確認できるものは、消防年報に掲載してある分団別出勤実績のみであった。

消防団員の活動状況を適切に認識するためだけでなく、退職報償金の支給に関して年間の出勤実績等を総合的に勘案することからも、災害対応や訓練の個人別の出勤実績を把握することが大切である。

(2) 消防団員への報酬【意見】

地方自治法第 203 条の 2 第 2 項の規定では、非常勤職員に対する報酬は日額報酬を原

則としているが、「条例で特別の定めをした場合は、この限りでない」とされており、地方自治法の規定の例外として年額報酬が規定されている。出勤報酬が支給されない活動として、機器の点検など即応体制をとるために必要な作業や、会議への出席など消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動があり、基本的性格を持つ報酬として年額報酬を支給することは問題ないと考えられる。しかし、災害対応や訓練の出勤実績がないだけでなく、機器の点検や会議への出席などが全くない消防団員に定額の年額報酬が支給されることに関しては、市民からの批判の対象となり、消防団の信頼性が損なわれる恐れがある。したがって、災害対応や訓練の出勤実績が少ないだけでなく、機器の点検や会議への出席などが少ない消防団員に対しては、年額報酬の支給停止や減額を可能とするような一定の基準を設定することが望ましい。

(3) 消防団員への退職報償金【意見】

福山市における退職報償金の支給制限については、福山市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例第6条に規定され、同条第4号において勤務成績が特に不良であった者に対しては支給しないこととされている。勤務成績の不良に該当するか否かについては、「年間の出勤回数が三分の一以下である者又は出勤回数は三分の一以上であるが消防活動に意欲を欠くと認められる者などが該当（昭和39年消防庁教養課長回答）」を参考とし出勤実績の多寡を含め総合的に判断しており、一律的に支給又は不支給としているものではない。

令和3年4月には消防庁長官により「消防団員の報酬等の基準の策定等について」が通知され、出勤報酬の創設や、年額報酬及び出勤報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善に向け今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項が取りまとめられるなど、消防団員を取り巻く環境は大きく変化しているところである。また、昭和39年当時と現在とでは、退職報償金の金額は引き上げられている。

このような状況の中、勤務成績の不良に該当するか否かについて、年間の出勤回数が三分の一以上であることを一つの基準とすることが現代においても妥当であるかどうかは再度検討する必要があると思われる。

(4) 消防団員の処遇改善【意見】

消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在であるが、消防団員数は全国で2年連続で1万人以上減少している状況であり、令和4年4月には80万人を割り込む事態となっている。

出勤回数が少ない消防団員に対して、年額報酬や退職報償金の支給停止や減額を検討する必要もあるが、それだけでは消防団員の減少を招くことになりかねない。災害が多発化する中、消防団の役割も多様化しており、一人一人の消防団員の負担は以前よりも増加しているので、消防団員の苦勞に報いるための処遇改善も必要である。

福山市における階級が団員である消防団員の年額報酬は年額36,500円、出勤報酬は出勤1日につき8,000円以下と国が定める標準額と同額であり、報酬面での必要な処遇改善が行われている。また、スマートフォンアプリによる出勤管理や出勤指令などができる

ようにすることで消防団員の事務負担の軽減を図る等、事務面での課題解決にも取り組んでいる。引き続き消防団員の処遇改善を積極的に行うことで、消防団員確保を進めていく必要がある。

(5) 消防団へのドローン導入【意見】

福山市においては、令和4年12月末時点で消防局にドローンを配備する予定はあるが、消防団への導入等は未定である。静岡県焼津市のように、消防団がドローン隊を組織している自治体もある等、今後は消防団がドローンを活用することは増加する見込みである。消防団は最初に現場に駆けつけるケースが多く、遠隔操縦で上空から撮影できるドローンにより災害時でも被害状況等を安全に確認できる等大きな利点がある。福山市においても、消防団設備整備費補助金を活用する等により、ドローン導入を積極的に検討することが重要である。

(6) 補助金交付要綱の未整備【意見】

消防団に関する補助金には、「全国消防操法大会参加費補助」がある。この補助金は、全国消防操法大会出場に際する分団の訓練への充実強化をはかるためという補助の目標と効果実績があるため、補助金を支出すること自体は問題ない。しかし、補助金の交付要綱が個別に定められていないので、具体的な補助金の算定基準等が不明確であった。ただし包括外部監査の意見を受けて、全国消防操法大会参加に係る補助については、要綱を策定することになった。

第4 監査の詳細

1 監査の対象部署について

本年度の監査の対象となった部署は次表のとおりである。

項目	部署
福山市の防災への取り組みに関する概要（2項）	危機管理防災課
浸水対策（3項）	建設政策課、港湾河川課、農林整備課、財務経営課、お客さまサービス課、上下水道計画課、水づくり課、施設整備課
洪水ハザードマップ（4項）	危機管理防災課
ため池対策（5項）	農林整備課
備蓄について～避難所の避難者向け生活資材（6項）	福祉総務課、上下水道総務課
備蓄について～水防資器材～（7項）	建設政策課
業務継続計画（8項）	危機管理防災課
避難行動要支援者の対策（9項）	福祉総務課
自主防災組織への助成制度（10項）	危機管理防災課
小規模崩壊地復旧事業（11項）	農林整備課
上下水道施設の耐震化（12項）	財務経営課、上下水道計画課
福山市消防団（13項）	警防課

*括弧内は本報告書の第4における項番号。

2 福山市の防災への取り組みに関する概要

我が国は昔から台風や地震などの自然災害が多く発生している。昭和34年に発生した伊勢湾台風は、死者・行方不明者5,000人超の甚大な被害を及ぼした。この災害を契機として災害での被害を少しでも抑えるため、災害対策基本法が制定された。

この法律の制定以前は、災害の都度、関連法律が制定され、他法律との整合性について充分考慮されないままに作用していたため、防災行政は十分な効果をあげることができなかった。災害対策基本法は、このような防災体制の不備を改め、災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的として制定されたものである。

同法により、我が国の災害対策の根幹をなすものとして「防災基本計画」が中央防災会議により策定された。さらに「防災基本計画」に基づいて、「地域防災計画」が各市町村防災会議等により策定されている。

また、国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化基本法」という。）」を公布・施行している。さらに、国土強靱化基本法の制定を受け、平成26年6月に同法第10条第1項の規定に基づく「国土強靱化基本計画」を策定し、国が一丸となって強靱な国づくりを進めていくこととしている。

この国の動きを受けて、福山市では、昭和40年10月に福山市防災会議により「福山市地域防災計画」が策定されており、災害対策基本法第40条に基づき毎年検討が加えられ、必要があるときは修正されている。また、令和3年2月には「国土強靱化基本計画」や「広島県強靱化地域計画（平成28年策定）」と調和・連携を図った「福山市強靱化地域計画」が策定されている。

令和3年3月に策定された福山市の総合計画である「福山みらい創造ビジョン」では、「新5つの挑戦」の1つ「人や企業が安心・安全に活躍できる都市環境の構築」の施策として「防災・減災の推進」が明記されており、抜本的な浸水対策の推進、災害に屈しない強靱なインフラ整備などの促進、地域防災力の強化等の方向性が示されている。

3 浸水対策について

(1) 福山市域における浸水対策の概要

平成30年7月豪雨災害により、福山市内において甚大な浸水被害が発生したことから、再度災害防止に向けた効果的な浸水対策を検討するため、国、県、市及び土地改良区で構成する「福山市域における浸水対策協議会」が設置され、被害発生原因等を分析し、流域ごとに当面の対策、中期の対策、長期の対策が取りまとめられている。おおむね5年間（令和元年度～令和5年度）を集中対策期間として位置づけ、平成30年7月豪雨の雨量に対して、家屋の床上浸水被害の解消を目標に対策が検討されている。浸水対策に係る行程表（ロードマップ）のフォローアップを毎年度実施しており、取組実績の確認、次期出水期に向けた取組の確認及び計画の見直し等が適宜なされている。

(2) 排水機場・ポンプ場の管理状況

排水機場とは、ポンプによって河川又は水路の流水を河岸又は堤防を横断して排水するために、河岸又は堤防の付近に設けられる施設であって、ポンプ場とその付属施設（吐出水槽、樋門等）の総称である。豪雨の際には、周辺地域を浸水被害から守る役割を果たしており、その重要性は極めて高い。

4 洪水ハザードマップについて

平成27年の水防法改正に伴い、浸水想定的前提となる降雨量が従来の河川整備の基本である「計画規模降雨」から「想定最大規模降雨」に見直されたことから、想定最大規模の降雨に対応した洪水浸水想定区域及び洪水ハザードマップの作成が義務化されており、福山市も令和2年度に国・県の新たな洪水浸水想定区域図を基に、洪水ハザードマップを更新している。

5 ため池対策について

ため池とは、農業用水を確保するために水を貯え取水ができるよう人工的に造成された池のことである。広島県は雨量が少なく自然湖がないため、古来、農耕用人造ため池が多数築造されており、その数は全国第2位の約1万9千箇所である。その県内において、福山市においても、農業用ため池1,991か所（県内3位）、その内、防災重点ため池1,113か所（県内2位）と多くのため池が設置されている。

ため池は、農業用水の確保という役割を担うとともに、洪水調節等の多面的な機能を有するなど、重要な地域資源にもなっている一方、その大半のため池が江戸時代以前もしくは建造年度が不明なもので老朽化が進んでおり、近年局地的な豪雨の頻発や大規模地震の発生が懸念される中、ため池の安全性の確保が課題となっている。また、ため池の維持管理は、水利組合や集落などの受益者を主体とした組織によって行われているが農家戸数の減少や土地利用の変化から管理及び監視体制の弱体化が懸念されている。

6 備蓄について～避難所の避難者向け生活資材～

福山市の備蓄計画として平成 27 年 2 月に策定された「福山市災害備蓄物資備蓄計画」（以下「市の備蓄計画」という。）があるが、当計画は「福山市地域防災計画」（令和 3 年 2 月）内の「災害備蓄に関する計画」のうち、生活必需品、食料等を対象とした計画であり、対象者は避難所生活者とされている。

「市の備蓄計画」の上位に位置する計画として、「福山市強靱化地域計画」（令和 3 年 2 月）、「福山市地域防災計画」（令和 3 年修正）がある。

ただし、「市の備蓄計画」において、福山市の備蓄品の対象者は「基本的に避難所生活者へ供給する数量」（約 9 万人）とされており、その外数である孤立地域（避難所外の避難者約 4.7 万人の一部）や帰宅困難者（約 1.8 万人）まで含んだ数量計画となっていないように見える（人数は「広島県地震被害想定調査報告書」（平成 25 年 10 月）より）。

なお、備蓄場所として一部の離島が選定されているため、孤立地域への配慮はなされていると考えられる。

「福山市地域防災計画」において、（基本・風水害対策編）（地震・津波災害対策編）とも、備蓄に関して第 2 章第 9 節の項目で取り上げられている。

7 備蓄について～水防資器材～

水防倉庫では、行政の水防活動に必要な土のう袋、ビニールシート、カラーコーン等の資器材が備蓄されている。福山市では、水害時に現場で水防資器材が不足することがないように、市内に満遍なく分散して備蓄することとしている。また、在庫については、大雨や台風の時期が落ち着いた 11 月頃に備蓄数量を確認し、必要に応じて補充している。

8 業務継続計画について

福山市において南海トラフ巨大地震や長者ヶ原一芳井断層を震源とした大規模な地震の発生が想定されており、災害発生時に市民生活への影響を極力抑制し、必要最低限の行政機能を維持するとともに、円滑に復旧・復興業務を進めるために福山市業務継続計画（地震・津波災害対策）を平成28年8月に策定している。

福山市地域防災計画（地震・津波災害対策編）第6節「迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画」の中で、「津波到達前の応急対策への備え」として業務継続計画を策定することが求められている。

また、福山市業務継続計画には、地域防災計画は災害による被害の予防から応急対策、復旧・復興までに取り組むべき事項を定めた総合的かつ基本的な計画であり、一方業務継続計画は、大規模地震の発生という資源に制約がある状況下において、応急対策業務及び

市民生活と密接に関係する優先度の高い通常業務を継続し、早期に復旧するための手順等について定める計画であると記載されている。

9 避難行動要支援者の対策について

平成 23 年の東日本大震災や令和元年の台風 19 号の影響を受けて災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成や個別避難計画の作成に関して市町村の義務が明確化・強化されている。

福山市は、平成 25 年に改正された災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者を災害時に支援できる仕組みづくりを進めるため、平成 28 年 2 月に「福山市避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）に係る「全体計画」」を策定し、体制の整備を進めている。

10 自主防災組織への助成制度について

災害対策基本法第5条第2項において、市長は市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに自主防災組織の充実を図る責務がある旨が規定されている。福山市においては、福山市地域防災計画（基本・風水害対策編）第4節「防災活動の促進に関する計画」において、自主防災組織を「小学校区等を単位として、防火協会、自治会（町内会）等の民主団体が、地域的連帯をもってそれぞれの防災活動が効果的に実施できる組織」と定義し、自主防災組織の活動に必要な防災資器材の整備を促進するため助成を行うことを規定している。

11 小規模崩壊地復旧事業について

個人等が所有する荒廃林地の復旧工事等を市の負担において行い、事業費の 20%を所有者から分担金として徴収し、市は県から事業費の 1/2 を補助金として受け取る。

ア 採択条件

- ・荒廃林地または荒廃のおそれがある林地の箇所
- ・人家 1 戸以上と主要公共施設に直接被害を与え、または与えるおそれがある箇所
- ・主要公共施設が無い場合は、人家 2 戸以上の箇所
- ・1 箇所の事業費が 100 万円以上 250 万円以下

イ 分担金

- ・事業費の 20%を申請者が負担

12 上下水道施設の耐震化について

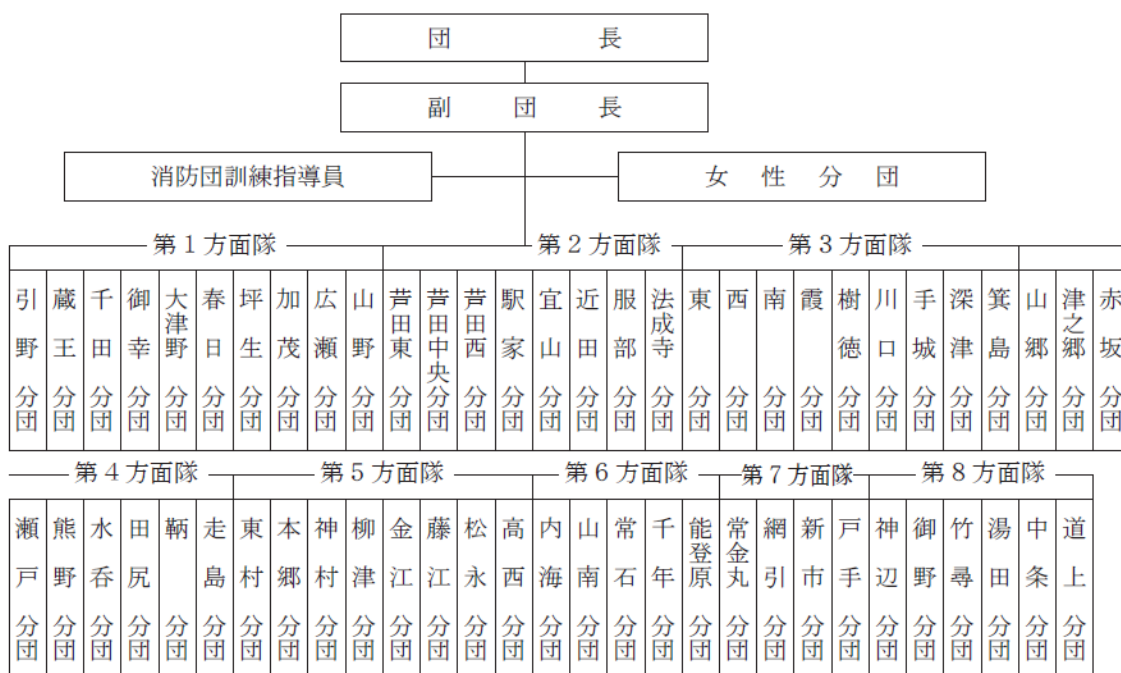
日本の水道普及率は 98%を超え、市民生活や社会経済活動に欠かせない重要なライフラインであり社会インフラとなっている。上水道は安全・安心な飲料水を、できるだけ安価に、安定的に供給することが求められている。そのため、地震などの自然災害等の非常事態においても、水道施設の安全性の確保や市民及び事業者への給水の確保、さらに被災した場合でも速やかに復旧できる体制の確保等が必要である。

福山市では、上下水道施設の耐震化に向けて、各種整備計画を策定し、アセットマネジメントの手法を取り入れて計画的かつ効率的に耐震化に向けて取り組んでおり、概ね計画通りの進捗をしている。

地震はいつどこで起きるのか予知が困難であり、突然襲ってくるものだけに、平日頃からの準備や心がけがより重要である。地震に対する危機意識をあらためて市民にも共有してもらう必要がある。

1.3 福山市消防団について

福山市の消防は、常備消防として2市1町による広域消防体制を福山地区消防組合として組織するとともに、非常備消防は次の団本部及び分団により消防諸施策が推進されている。



第5 終わりに

本年度の監査の結果、福山市における防災に関する事務は、改善して頂きたいと考える点は散見されるものの、全体としては概ね適正に遂行されているという心証を得た。

西日本豪雨から間もなく5年が経過するが、その経験を踏まえて浸水対策が実施されたこと等から、福山市の水害対応能力は以前に比して大幅に強化されてきていることが監査の過程で実感された。ただ豪雨の規模が今後拡大することも想定されるので、引き続きその対応能力を高めていくことが期待される。

ため池対策については、重大事故が現実には発生してしまっただけ事実を行政として重く受け止められていることが感じられたが、県の業務とされている範囲もあり必ずしも市だけで対策を進められないこと、あるいは財政上の制約や工事業者のキャパシティの問題等から、その進捗速度は歯がゆいようにも感じられた。福山市として県に働きかけるなどして、対策の進捗速度を上げるため引き続きの努力をお願いしたい。

防災に関する事務は、平時は目立たない内容かもしれないが、ひとたび災害が発生すると、市民の生命や財産を守るという行政の使命に直結する重要なものであることが明らかとなる。災害が発生すれば、発生前にどれだけ対応していたかによって被災結果に大きな差が生じることを日々意識して、引き続き業務を遂行していただくようお願いしたい。